

議案第四十一号

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区
条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第四号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説 明）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行による学校教育

法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員に係る規定を改めるため、本案を提出いたします。